

國學院大學學術情報リポジトリ

Study on the Kamowakeikazuchi Shrine and the Saichojuji Temple

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Kaneko, Hiraku メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000691

賀茂別雷神社と最長寿寺

金子 拓

はじめに

賀茂別雷神社（上賀茂神社、以下本稿では賀茂社とする）は、中世・近世を通じ、賀茂県主を姓とする一族のうちから神主以下の社司が任じられ、ほか多くの氏人たちから成る惣中によって神事が勤仕されてきたことで知られる。^①

いっぽうで境内の東側に神宮寺があったとされる。嵯峨井健氏によれば、神宮寺は十一世紀末から十二世紀初頭頃に成立したという。^② また嵯峨井氏は、初代神主男床により九世紀頃聖神

寺が建立されたという所伝があることや、十一世紀末頃には僧が置かれ、法華三十講の勤修が始まったこと、古代から中世における神主の中に仏教への帰依者がみられることなどを指摘し、賀茂社における神仏習合の様相を明らかにしている。

氏人たちの居住する社家町や神社の支配地である賀茂六郷には仏教寺院が多数存在し、これらは「寺庵」と総称され賀茂別雷神社という宗教権門を構成する重要な要素となっていた。^③ 『当社有職抄』には「寺家」として聖神寺・神宮寺、「四箇寺」として楽音寺・法光寺・大乘寺・能寂寺が挙げられ、それぞれ別当が置かれていた。京都府教育委員会編『賀茂別雷神社文書目

録』(二〇〇三年、以下『目録』と略す)の解題(宇野日出生氏執筆)には、竹林庵・祖芳庵・定林庵・正法庵・一撃軒・定徳庵・以心軒・昌徳庵・最長寿寺・礼念寺・海蔵院・随念寺・西念寺といった寺庵が挙げられている。

本稿では右に挙げられた寺庵のうち最長寿寺を取りあげ、賀茂社における位置づけを考察する。最長寿寺を検討するのは次の三点の理由による。

①最長寿寺という寺院の名称は、平安期から近世まで賀茂社の史料中に確認できるものの、その実体はほとんど明らかになっていない。このため最長寿寺の検討は、賀茂社における寺庵の存在意義を考えることにつながると思われること。

②戦国期(主として十六世紀半ばの天文年間頃)以降になると最長寿寺に関わる文書が見いだされる。この寺院を媒介に賀茂社は当時の政治権力(室町幕府や三好氏)と接点を持つていたらしく、当該期の政治権力と賀茂社の関係をうかがう切り口になりそうなこと。

③最長寿寺の寺領に関わる収支を示す算用状を検討することにより、寺領の賀茂氏人惣中における経済的位置づけを明らかにできるとともに、賀茂別雷神社文書中に多く残る算用状を研究するという、筆者が取り組んでいる研究課題の一端が実現で

きそうなこと。

一 戦国期以前の最長寿寺

本章では、わずかながら残る戦国期以前の史料から、最長寿寺とはどのような寺院であり、賀茂社とどのような関係があったのかを確認したい。

嵯峨井氏は、須磨千穎氏が紹介した『社務補任記』により、最長寿寺が平安末の第二十四代神主重継とその子第二十八代神主重保により建立されたことを指摘している¹⁾。重継は久安元年(一一四五)に神主に補された人物で、右の記事中に「コノ重継ハ、佐々木野ノ最長寿寺草創ノ願主也、仍定²⁾氏寺³⁾畢」とある。また同記中には、重継が久安三年に一切経会を始めたともある。

重保は治承元年(一一七七)に神主に補された。同記中に「次受⁴⁾亡父重継素意、令⁵⁾造⁶⁾進佐々木野最長寿寺」とある。最長寿寺は十二世紀中頃に賀茂社神主を務めた重継により発願され、のち平安末頃、子の重保によって「佐々木野」に建立され、「氏寺」と定められたことをひとまず確認しておく。「氏寺」が賀茂県主一族のそれであるなら、最長寿寺は、氏人にとって

きわめて重要な寺院だったことになる。

その後鎌倉時代には最長寿寺関係の史料はほとんど見いだされない。わずかに、嘉暦三年（一一三二）六月五日付後醍醐天皇繪旨が管見に触れたのみである。ここからは「最長寿寺并寺領等」が、賀茂経重の契状に任せ大徳寺長老宗峰上人に付されたことがわかる。宗峰は播磨浦上氏の出身で、法諱は妙超、大徳寺の開山として知られる僧である。花園・後醍醐両天皇の帰依が篤く、正中二年（一一三五）二月、花園院により宗峰に宛て大徳寺を祈願所とする院宣が発給された。

大徳寺は賀茂六郷の南西部にあたる大宮郷に接する紫野に建立された禅宗寺院であり、『大徳寺文書』中には、賀茂社領に関わる売券などの文書が多く伝わっている。所領・所職が、近接する大徳寺関係者に売却される場合が多かったことを示している。ここでは、経重により最長寿寺が大徳寺に譲られ、相応の寺領も有していたことを確認する。

室町時代では、文明八年（一四七六）に起きたいわゆる「一社争乱」の翌九年、正祝にして争乱の「張本人」の一人とされる重則と最長寿寺との間で相論があったことが知られる。当時の賀茂伝奏甘露寺親長の日記に、「最長寿寺申重則境内下地寺領違乱事、非御沙汰之限、寺家理運由有仰」とあり、最長

寺勝訴の裁決が下された。ここからは、寺が訴える主体としての実体があり、違乱されるだけの寺領を有していたことが確認される。

時期的には戦国期に属するというべきだが、文書の残る天文年間以前の最長寿寺関係史料として、江戸時代幕末に神社において編纂された史書『賀茂編年』のなかに二件の関係記事を見いだすことができた。

ひとつは、同書巻四・建久二年（一一九一）記事の余白に記された次の注記である。

永正十五年八月散位并中務丞宣旨状ニ、賀茂六郷内河上郷最長寿寺領、佐々木野在野闕所屋敷事、依レ為「惣境内」、任「社例」及「其沙汰」之処、無量寿院為「管領地」被「与申」条云々、

ここでは、賀茂川を挟んで神社の西側に位置する賀茂六郷のひとつ河上郷にある寺領の佐々木野（別に霊後とも呼ばれる）闕所屋敷が、「惣境内」に含まれていることがわかる。この「惣境内」とは、他に残る関係文書から推して賀茂社のそれと思われる。ここに抄出されている文書は「宣旨状」と呼ばれているが、いわゆる宣旨（この時期であれば諭旨であろうが）にしては、差出者が二人であるのが不審である。むしろ室町幕府奉行

人連署奉書と考えるべきかもしれない。おなじ年の奉行人奉書で中務丞として署判する奉行人に清秀秋がいることがそれを裏づける^⑩。ただし、いま一人の散位は不明であり、原本や別の写なども残っていないため、これ以上のことはわからない。

先に触れたとおり、最長寿寺が佐々木野に建立されていることを考えると、十六世紀にもこの地に寺があったらしいこと、同所は河上郷に所在し、関係する地名に「霊後」があることや、なお寺領を有していたことがわかる。

ふたつめは、おなじく巻四の建久二年記事の行間にある注記である。ここには、「享祿四年、前神主竹内基久補任状ニ、西賀茂最長寿寺トアリ」とある。最長寿寺は「西賀茂」にあつたことがわかる。河上郷は西賀茂にあたるから、ここまでの史料とのあいだに矛盾はない。

以上から、戦国期以前の最長寿寺についてまとめておく。最長寿寺は、平安末頃に神主重継・重保によって西賀茂河上郷の佐々木野に建立され、十六世紀前半頃まで寺領を有するなどの実体を保っており、それをめぐって何度か相論が起きた。鎌倉末に寺領も含め一時的に大徳寺の支配下に入ったようだが、以降もその状態のままだったのか、大徳寺の支配から脱したのか、脱したとすればいつ頃なのかは定かではない。後述する関係文

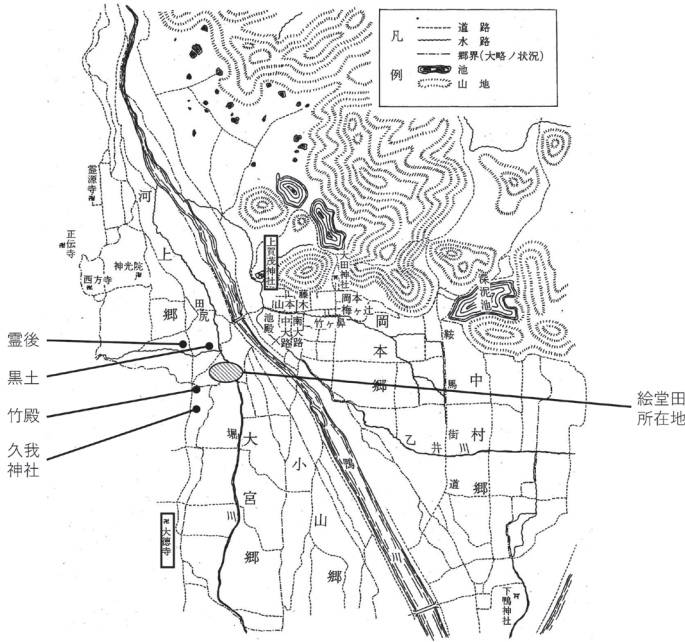
書によるかぎり、大徳寺とは無関係になった可能性が高い。

文明九年に寺領を違乱した正祝重則はもとより、大徳寺に最長寿寺を譲渡した賀茂経重もまた氏人の一族であつたことは想像に難くない。寺を建立した重継・重保も加えれば、みな「重」字を諱に有する。横井靖仁氏によれば、重字を通字とする社家は祝職に付随する神領を経営する社家であり、重則は重継・重保の末裔であつた^⑪。経重は横井氏の作成にかかる重流社家略系図中に見いだされないが、少なくとも重則による最長寿寺領違乱の背景には、右のような由緒があつたものと推測される。

現在最長寿寺は残っておらず、その痕跡もないため、寺が実際にどこに所在したのか明らかではない。そこで本章にて触れた史料から所在地を絞り込んでおきたい。検地帳などをもとに賀茂六郷の復元作業をおこなった須磨氏は、佐々木野は河上郷にあり、霊後を含む地域の呼称であつたことを推測している^⑫。

後に触れる、最長寿寺領の後身と思われる「影堂田」の注文中に、黒土・竹殿の地名がみえる。これらの地名を須磨氏の研究により地図にて確認すると、付図のようになる。賀茂川右岸の河上郷南部・大宮郷北部の地域に寺領があつたと推測され、寺もこの付近に所在したであろうことが類推される。

興味深いのは、近くに賀茂社の摂社・久我神社があることで



賀茂別雷神社境内諸郷図
 (須磨千穎「山城国」『講座日本荘園史7』掲載の図を加工)

ある。久我神社は大宮郷に所在し旧名を氏神社という。賀茂県主一族の始祖とされる賀茂建角身命(賀茂御祖神社の祭神)が山城国久我に鎮座し、その後賀茂氏が賀茂川を遡り賀茂に至ったときに当地に遷座したとされる。最長寿寺が「氏寺」とされていることと関係するのか不明だが、興味深い符合であるため、ひとまずここで指摘しておきたい。

二 最長寿寺領をめぐる相論

賀茂別雷神社文書、および社外にある最長寿寺の関係文書を表一としてまとめた。天文二年(一五三三)以降のものが確認される。以下の論述では、関係文書は表一に付した番号で呼ぶ。本章ではこのうち、天文十年代にみられる最長寿寺領をめぐる相論を取りあげるが、その前にまず、もつとも早い文書Iをみておきたい。

賀茂社西長寿寺事、為_二社家檀方_一、可_レ被_レ専_二寺家造営_一之段、先年被_レ成_二奉書_一、無_レ相違_一処、競望_一之族在_二之云々、以外次第也、所詮退_二非分妨_一、全_二領知_一、可_レ被_レ抽_二御祈禱精誠_一之由候也、仍執達如_レ件、

天文二

表一 最長寿寺関係文書

	年月日	文書名	宛所	整理番号	刊本	内容
1	天文2年 10月12日	細川晴元奉行人 飯尾元運奉書	[]氏 人中		荻54	社家が檀方として「西長寿寺」の造営などを行うことを確認する。
2	天文10年 12月14日	細川晴元奉行人 飯尾元運奉書	社家中	I-A-巻 21-8	纂 272	最長寿寺の当知行を認めたと ころ、運養坊が「請取沙汰」 として小野郷を競望したことを 排除し、年貢の社納を命じる。
3	同上	細川晴元奉行人 飯尾元運奉書	当所名主 百姓中	II-D-3-9		上に同じ(名主百姓宛)。
4	天文12年 12月22日	細川晴元奉行人 飯尾為清奉書	当社社家 中	II-F-78		影堂は「御祈願寺」であるの に、孝阿が公方下知を掠め競 望したことに理がないこと、 代わりに孝阿に若狭賀茂庄森 知行分を替地として給された ことを退ける。
5	同上	細川晴元奉行人 飯尾為清奉書	森左京大 夫殿		荻55	上に同じ(森賀久宛)。
6	天文13年 6月	賀茂社御師賀 久申状		II-B-1-924		孝阿との相論に関する賀久の 申状。「孝阿弥として相語ら わるるの儀一向これなし」
7	天文17年 5月8日	室町幕府奉行人 連署奉書	高野蓮養 坊	II-F-19		大館高信・松田盛秀の知行地 である撰津井於新庄・小戸庄 の年貢を賀久が差し押さえた。 これに対し、高信は相当の分 として小野郷の給付を幕府に 申請した。しかし社家と孝阿 の相論が決着したので、小野 郷は元のごとく賀茂社雑掌に 返付するよう命じる。
8	同上	室町幕府奉行人 連署奉書	当所百姓 中	II-E-2-67		上に同じく、小山郷返付につ き年貢を賀茂雑掌に収納する ことを命ずる。
9	同上	室町幕府奉行人 連署奉書	当所百姓 中	II-E-2-124		上に同じく、中村郷返付につ き年貢を賀茂雑掌に収納する ことを命ずる。
10	同上	室町幕府奉行人 連署奉書	一乗寺百 姓中	II-E-3-148		上に同じく、(一乗寺の?) 返付につき、年貢を賀茂雑掌 に収納することを命ずる。
11	年未詳 5月20日	大館晴光書状		II-B-1-283		天文17年カ。影堂の儀が決着 し、他足をもって毎年千疋を 取めることについての請文を 受け取った。それにより高信 が押さえた社領は元のように 支配することを祝したものの。

12	天文17年 8月8日	室町幕府奉行 人連署奉書	賀茂社氏 人中	I-A-卷 20-12	纂 258	前年に影堂分替地として、若狭宮河庄を孝阿に給付したが、影堂相論が決着したので、宮河庄を賀久に返付することを命ずる。II-F-6-4は写。
13	同上	室町幕府奉行 人連署奉写	森左京大 夫殿	II-F-75 (1)		上に同じ。宮河庄返付につき、祈禱に励むよう命ずる。
14	同上	室町幕府奉行 人連署奉写	武田大善 大夫入道 殿	II-F-75 (2)		上に同じ。宮河庄返付につき、前若狭守護武田宗勝(元光)に所務の遂行を保証するよう命ずる。
15	同上	室町幕府奉行 人連署奉写	武田伊豆 守殿	II-F-75 (3)		上に同じ。宮河庄返付につき、若狭守護武田信豊(宗勝嫡男)に所務を賀久代に行わせるように命ずる。
16	同上	室町幕府奉行 人連署奉写	当所名主 百姓中	II-F-75 (4)		上に同じ。宮河庄の年貢等を賀久代に渡すよう命ずる。
17	天文17年 8月10日	森賀久書下案	氏人御中	II-F-76		宮河庄安堵を受け、孝阿と契約したので、毎年10月20日以前に10貫文を惣中に収めることを約す。
18	年未詳 6月15日	坂東季秀・竹 鼻清範連署状	賀茂雑掌 御中	II-M-30		天文17年以降。「絵堂分」内毎年10貫文を勝願院に支弁することになっていたが、ここ二年無沙汰になっていることを咎める。
19	弘治3年 8月16日	三好長慶判物	賀茂社司 官氏人中	II-D-3-11	戦 478	「西長寿寺」分が孝阿支配であると申す人間がいるので確かめるところ、賀茂社の支証が明らかなので当知行を保証する。
20	年未詳 8月2日	三好長慶書状	西賀茂惣 中	座田文書	戦 1058	「当所絵堂分」の納入がなされていないことの確認。戦国遺文では「絵堂」を「絵台」とする。
21	年未詳 7月24日	津田広職書状	賀茂社雑 掌御中	I-A-卷 21-9	纂 273	最長寿寺(号影堂)の杜家進止に相違ないことを「信安」に伝え、了解を得たことを報告する。
22	年未詳 3月17日	細川氏綱書状	斎長寿寺	II-M-12		扇子・杉原贈与の礼
23	年未詳 3月17日	慶春書状	斎長寿寺 侍者御中	II-M-13		上の副状
24	年未詳 4月3日	細川氏綱書状	最長寺	II-D-3-10		扇・杉原贈与の礼
25	年未詳 4月3日	石田頼長書状	最長寺	II-M-19		上の副状

刊本項の略称 萩：早稲田大学図書館編『早稲田大学所蔵荻野研究室収集文書』
上巻 纂：『史料纂集 賀茂別雷神社文書一』 戦：『戦国遺文 三好氏編』

十月十二日

元運 (花押)

当社社家中

「一」氏人中

「西長寿寺」とは「最長寿寺」の当て字だろう。発給者は、細川京兆家家督である晴元の奉行人飯尾元運である。⁽¹⁶⁾本文書にて、賀茂社が最長寿寺の「檀方」として「寺家造営」を行ない、寺を所管すべきことが確認されている。注意したいのは、以前に所管の命が下されていることである。天文二年以前の段階で最長寿寺は賀茂社の支配下に入っていたことがわかる。

加えて、最長寿寺を「競望」する人物がいたこともわかる。競望する人物との相論、およびそこから波及して別の相論が発生したことが、文書2から17までの史料から確認できる。天文十年の文書2・3には詳しく触れることができないが、やはり最長寿寺を違乱する人物があり、晴元は賀茂社に寺の当知行を認めている。次に同十二年の文書4をみてみよう。

賀茂社影堂事、為御祈願寺 処、孝阿弥申三郎 公方御下知、競望条、無謂旨被成奉書 処、若州賀茂庄森知行分、替地相押段、以外次第也、所詮退三彼妨、如三

天文^(十三)□□

十二月廿二日

為清 (花押)

発給者の飯尾為清もまた晴元の奉行人である。⁽¹⁷⁾破損のため年次が不明だが、おなじ日付・同文で神主森賀久(左京大夫)に宛てられた文書5から、天文十二年のものである。ここで問題となっている「影堂」とは、最長寿寺の別称とみられることが他の関連史料からわかる。年次未詳だが、文書21の津田広職書状に「賀茂最長寿寺号影堂事」とあることから裏づけられる。「影堂」とは、一般的には「一寺の開祖の影像を主として安置する堂。祖堂。開山堂。大師堂」(『日本国語大辞典第二版』)を指す。最長寿寺が「影堂」として誰を祀っているのかわからないが、前章で触れた「氏寺」とする所伝を思い起こさせる呼称である。

さて文書4から、影堂が「御祈願寺」であるにもかかわらず、孝阿弥が將軍の下知を掠めとり競望した結果しりぞけられたこと、孝阿弥はその替地として、森賀久の知行地である若狭賀茂庄を押領したこと、しかしこれまた晴元によってしりぞけられたことがわかる。孝阿弥はその呼称から幕府同朋衆と思われる。⁽¹⁸⁾天文二年に競望した人物も孝阿弥なのかどうかはわからない。孝阿弥が將軍(足利義晴)の下知を楯にとって競望したことや、発給者から、この場合の「御祈願寺」とは細川(京兆)家

のそれであると推測され、注目できる。細川家と最長寿寺の關係については次章で検討したい。

天文十二年に孝阿弥の賀茂庄押領はしりぞけられた。ところがいかなる事情があつたのか、同十六年に「影堂分替地」として若狭宮河庄が孝阿弥に給付された(文書12)。宮河庄は前記賀茂庄の一部であり、賀茂社領であつた。⁽²¹⁾結果的に孝阿弥の競望が認められたことになる。

ただこれが二次的な相論を惹き起こすことになった。宮河庄の所職を奪われた神主賀久が、代わりに摂津井於新庄・同小戸庄の年貢を抑留したのである。この両庄は、室町幕府御供衆大館高信(大館常興の子、晴光兄)⁽²²⁾および奉行人松田盛秀が知行しており、このため二人は賀茂六郷の小野郷・小山郷・中村郷をその代替として給付されるよう將軍に申し入れたのである。

孝阿弥と賀茂社(森賀久)とのあいだの相論が、最終的に大館高信・松田盛秀と賀茂社とのあいだの相論に飛び火した。結果的にこれら相論は、同十七年に、孝阿弥と賀茂社が和与におよんだことにより、宮河庄は賀茂社に返付され、小野郷など三郷の年貢もとどおり賀茂社に収納されることで落着した。孝阿弥との和与は五月時点でなされ(文書7-11)、最終的に同年八月八日付で出された室町幕府奉行人奉書五通によって宮河

庄返付が命ぜられた(文書12-16)。これを受け賀久は同月十日付で氏人中に宛て次のような請文(文書17)を提出している。

就今度若州宮河庄之儀、安堵御下知為惣中預御調候、大慶此事候、就其孝阿江契約之段、拾貫文毎年十月廿日、已前惣中江可渡申候、雖然於彼庄不知行者有間敷候、自然於無沙汰者、彼庄為惣中可有御進退候、仍状如件、

天文十七年八月十日 森賀久

氏人御中

これをみると、賀久は宮河庄の庄務をおこなっており、和与の内容も、孝阿弥が完全に賀茂社領から手を引いたわけではなく、彼に十貫文を納付する(惣中から孝阿弥に収められたか)という条件で落着いたことががわられる。五月の和与を受け、高信弟の大館晴光は、賀茂社の関係者に宛て「旁無事御抜相調、以他足毎年千疋分可被相立之旨、各御請文先日慥請取申候」と述べており(文書11)、十貫文(千疋)は、宮河庄年貢の内から支弁されるわけではなかったようだ。

この十貫文という得分は「絵堂分」のように呼ばれ、ある時期には勝願院に納めることになっていたが、未納が問題となることがあつた(文書18)。また後年三好長慶がこれを受け取る

ことになっていた(やはり未納されていた)こともわかる(文書20)。「繪堂分」とは、「影堂(えいどう)」の連続する母音が重なり、「えとう」と呼ばれた結果の当て字だろう。賀茂社の史料上に「繪堂」と登場するものが「影堂」に関わるものであることにも注意しておく必要がある。「繪堂」という表記からは、やはり誰かの肖像画(御影)が祀られていたからこそ、「絵」の当て字が使われたとも想像される。それはともかく、これらの事例は、十貫文がある種の所職(利権)と化し、譲与されていたことを示している。

孝阿弥がなぜ最長寿寺(影堂)領に固執したのか、その理由はわからない。しかし社領宮河庄が代替になるほどのうまみがある所領であったのだろう。弘治三年(一五五七)に至ってもなお、孝阿弥が「西長寿寺分」を知行していると訴える人物があり、三好長慶はあらためて賀茂社にこれを安堵している(文書19)。

三 細川家と最長寿寺

前章でみたように、最長寿寺および同寺領の維持は、賀茂社にとって室町幕府・細川京兆家・三好氏といった、時の政治権

力とのむすびつきの強化を迫られる存在・案件でもあった。とりわけ細川京兆家は最長寿寺を「御祈願寺」としていたことが注目される。本章では両者の関係について検討してゆきたい。

京兆家との関係では、細川氏綱が「齋長寿寺」「最長寺」に宛てた書状二通がある(文書22・24)。前者は三月十七日付で扇子・杉原を贈られたことを謝したもの、同日付の慶春(未詳)副状(文書23)も残る。後者は卯月三日付で、扇・杉原を贈られたことを謝したもの、同日付の石田頼長副状(文書25)も残る。「齋長寿寺」は前出の「西長寿寺」同様当て字だろう。いっぽう「最長寺」は「寿」を脱落させただけで、いずれも最長寿寺宛とみなしてよいと考える。

氏綱は細川典厩家尹賢の子であるが、細川高国の養子として、天文十二年(一五四三)に高国の跡目と称して挙兵し、細川晴元に対抗した。その後將軍家や三好氏と連携したり対立したりしながら細川京兆家を二分して晴元と抗争をつづけた。同二十一年に將軍義輝と三好長慶が和睦した結果、晴元は出家して氏綱が京兆家の家督を継ぎ、晴元の子聡明丸(後の六郎・信良・昭元)は人質として長慶の芥川山城に入って、長慶により養われることになる。氏綱も晴元も没したのは永禄六年(一五六三)のことである(晴元が三月、氏綱は十二月)。

氏綱の花押編年を試みた馬部隆弘氏の研究を参考にすると、三月十七日付の文書22は天文十八年頃、卯月三日付の文書24は天文二十三年から死没まで使用した最晩年の型（馬部氏の分類では4B型）かと思われる。副状を発給した石田大蔵大夫頼長は、馬部氏によれば氏綱の側近取次である。彼が「猶某可申候」のところを名を記され、副状を出している時期の氏綱花押は、文書24も含めいずれも最晩年の4B型に属するので、時期的にも矛盾はない。

このように、最長寿寺が氏綱に音信しているのは、同寺が京兆家の「御祈願寺」であることと無関係ではなからう。京兆家家督に対する音信について、氏人物中が毎月作成した職中算用状で確認したい。賀茂社（氏人物中）の政治権力者に対する音信をうかがううえで職中算用状が有効であることは、たびたび論じてきたとおりである。

表二に職中算用状にみえる最長寿寺関係の音信記事を抄出した。最長寿寺とは直接関係がないが、参考になりそうな音信記事も載せている場合がある。初見は天文六年であるが、算用状の残存状況に左右され、同八年以降二十二年までの分は確認できない。いっぽうで終見が永禄十一年なのは、翌年以降こうした音信が算用状の表面から消えるからである。こちらは残存状

況とは関係なく、同年九月に足利義昭と織田信長が上洛し、畿内の支配を担うことになったのと軌を一にする現象だと思われる、はなはだ興味深い。

表二によると、惣中はほぼ毎年正月もしくは二月に「御屋形」に対し年頭御礼を行なっていることがわかる。職中算用状の支出記事に計上されているので、これらは惣中が負担するものであったことは注意しておきたい。「影堂分」「絵堂分」「最長寿寺儀」「最長寿寺分」といった名目で、杉原紙と扇が年頭に贈られている。これは文書22・24の氏綱礼状の文面とも一致する。御屋形としての氏綱に加えて「石田方」にも音信していることが確認されるのは、弘治二年から四年と永禄三年・六年である。したがって文書24・25はこれらの年のものである可能性がある。算用状が欠けている年もあるため断言はできない。そもそも年頭御礼に対する礼状が三月（文書22）や四月（文書24）のように数ヶ月も遅くなっているのも不審である。

なお弘治三年八月に三好長慶・同長逸や松永久秀ら三好家中の主だった面々に手厚く音信しているのは、前章で触れた同月に出された長慶による安堵の判物（文書19）発給に対する礼に当たるとのらう。

さて表二の最長寿寺関係の音信記事で気づくのは、相手がた

表二 賀茂別雷神社職中算用状に見える最長寿寺関係音信記事

算用状年月	整理番号	内容 ※ () 内は計上額 < > は割書 [] は金子注
天文6年5月分	I-1-58	廿九日西長寿寺御下知銭 (1貫200文)
天文6年8月分	I-1-62	最長寿寺御屋形へ礼被參時盆籠二代 (400文) 同時高島方へ礼分 (200文) 同真壁方へ礼分 (100文)
天文7年正月分	I-1-67	御屋形様へ参紙扇代 (500文) 杉原甘台代扇つゝ、ミ昏マテ (25文) 最長寿寺礼 <与十郎殿・まかへまで> (300文)
天文7年7月分	I-1-75	絵堂盛 [ママ] 籠代二つ (400文)
天文13年11月分	I-1-96	最長寿寺より出細川殿盆籠代 (300文)
天文13年12月分	I-1-97	御屋形へ御礼最長寿寺扇代 (200文) 同杉原代 (300文) 同台ノ代 (20文) 波々伯部方礼 (200文)
天文19年11月分	I-1-100	廿八日絵堂儀米作方被參時酒肴 (65文)
天文19年12月分	I-1-100	十九日絵堂儀二畑方吉川中間迄酒肴 (85文)
天文20年正月分	I-1-101	十二月廿二日 [天文十九年] 松雲軒江絵堂儀付御音信 (100文) 同時京にて雑掌御酒 (45文) 正月廿七日松雲軒御音信 (100文)
天文22年9月分	I-1-104	聡明殿御太刀代 (1貫120文) / 淀へ盆籠まいる時茶代 (50文)
天文23年正月分	I-1-106	御屋形巻数本但聡明殿 (200文) / 杉原但絵堂ヨリ御屋形氏綱まいる (300文) 扇代 (150文) 昏台之代 (12文) 氏綱巻数本 (200文) 引合 (4文)
天文23年2月分	I-1-107	宇津御屋形へ御種五荷五種之代、小日記有之 (1貫385文) 同時波々伯部方 (200文) 須田新右衛門尉 (100文) 宇津二郎左衛門尉方 (200文) 同備後守 [元朝] 方 (200文)
天文24年正月分	I-1-117	淀へ昏之代但影堂分 (300文) 同台代 (16文) 同扇代 (150文) 引合 (4文) 同時雑掌出立役者迄 (120文)
弘治2年正月分	I-1-119	淀御屋形紙代但絵堂分礼也 (250文) 同台代 (16文) 扇 (150文) 引合 (4文) 奏者但石田方 (200文)
弘治2年2月分	I-1-120	晴元殿へ当年御音信 (1貫文) 波々伯部方 (200文) 田井源介方但堅田にて奏者也 (100文) 須田新右衛門 (100文)
弘治2年9月分	I-1-123	淀へ盆籠参時雑掌茶代 (30文)
弘治3年正月分	I-1-121	御屋形へ杉原代 (280文) 同台 (16文) 扇 (150文) 引合 (4文) 石田方 (200文) 筑州 [三好長慶] (1貫文) 日向守方 [長逸] (500文) 若槻方 (200文) 松永 [久秀] 方 (500文) 同奏者 (100文) 茨木方 (200文) 富田方 (100文) 佐々生三右衛門方 (100文) 雑掌路銭中一日分 (132文)
弘治3年3月分	I-1-122	堅田御屋形巻数本 (1貫文) 波々伯部方 (200文) 田井源介方 (100文)
弘治3年8月分	I-1-124	最長寿寺儀勝願院右馬助・刑部少輔酒肴 (245文) 勝願院へ五貫文礼 (250文) 閣閣へ礼但最長寿寺儀也 (300文) 中沢方 (200文) 閣閣へ各御出時出立 (65文) 同儀奥山日野方兩人使者酒肴 (150文) 同儀評定衆一献 (277文) 向州へ礼但同儀也 (300文) 若槻方 (200文) 坂東方 (200文) 証文共下時堂坊主路銭 (50文) / 最長寿寺無事時閣閣御礼 (500文) 蜷川方 (200文) 中沢方 (300文) / 廿八日筑州へ御礼但最長寿寺儀也 (1貫文) 向州同儀也 (1貫文) 松永方 (1貫文) 若槻方 (500文) 坂東方 (300文) 竹鼻方 (100文) 江見方 (100文) 若槻方中間衆 (100文) 三人上下路銭 (300文) 貞光方 (100文) 縫殿助乗馬代 (80文) 舟質自鳥羽山崎迄 (30文) 若槻方小者中飯 (10文) 貞光方小者同上 (12文) 宿酒代 (35文) 縫殿助乗馬代 (120文) / 両雑掌最長寿寺儀辛勞分 (1貫文) 縫殿助辛勞分 (300文)

弘治3年9月分	I-1-124	向州折紙淀へ被參時堂坊主茶代(20文) 淀へ返事之參時同代(20文) 淀へ盆籠參時雑掌茶代(50文)
弘治4年正月分	I-1-124	淀御屋形年頭御礼帯代但最長寿寺儀也(300文) 同扇代(150文) 帯台代(16文) 引合代(4文) 石田方(200文) 看坊茶代(50文)
永禄2年3月分	I-1-125	十三日於繪堂十手衆評定衆迄酒(400文) 同肴(35文) 淀御屋形巻数本(1貫文) 石田方(200文)
永禄3年正月分	I-1-127	十一日淀御屋形杉原代但最長寿寺分年頭御礼(300文) 扇代(150文) 引合(4文) 石田方(200文) / 最長寿寺帯台代(16文)
永禄4年正月分	I-1-135	最長寿寺帯台代(16文) 杉原代(300文) 扇代(150文) 引合代(4文)
永禄6年正月分	I-1-169	淀屋形杉原代(300文) 同台ノ代(20文) 同扇ノ代(150文) 引合(4文) 石田方(200文) 雑掌茶ノ代(50文) 同出立(60文)
永禄7年正月分	I-1-175	御屋形様へ杉原代(300文) 台(16文) 扇代(150文) 引合(4文) 太刀(460文)
永禄7年3月分	I-1-177	石田方年頭御礼(200文) 同仁御代替御礼(200文) 最長寿寺路銭(100文)
永禄8年正月分	I-1-191	日向守殿年頭礼(500文) 坂東大炊助殿(200文) 竹鼻方(100文) 石田殿(200文) 最長寿寺杉原代(300文) 杉原台(16文) 扇(150文) 引合(4文) 坊主路銭(100文)
永禄9年2月分	I-1-203	最長寿寺御屋形へ年頭杉原代(300文) 秋庭左衛門大夫方(200文) 杉原台代(16文) 扇代(150文) 引合(4文) 扇箱代(5文)
永禄9年10月分	I-1-147	最長寿寺儀ニ高屋迄飛脚(250文)
永禄10年2月分	I-1-213	公方様〔義榮〕江參金福輪之代(32文) 畠山伊豆守方〔義榮御供衆〕へ御礼(200文) 御屋形江最長寿寺年頭杉原代(300文) 同台代(16文) 扇代(150文) 同箱之代(5文) 引合(4文) 影堂看坊路銭(100文) 秋庭方へ御礼(200文) 左京大夫殿〔三好義継〕御礼(500文) 金山方へ(100文) 向州御礼(500文) 孫太郎〔長逸子カ〕に御礼(200文) 奏者茂介方(100文) 孫太郎に祝言御礼(1貫文) 坂東方(200文) 若槻方(200文) 竹鼻方(100文) 金子方(100文) 小弼に御礼(500文) 奏者土屋方(100文) 雑掌上下路銭(300文)
永禄11年2月分	I-1-224	公方様江參黄幅輪代(32文) 奏者安枕齋〔義榮側近畠山維広〕(200文) 御屋形參杉原代最長寿寺分(300文) 同台代(16文) 扇代(150文) 箱代(5文) 引合(4文) 影堂看坊路銭(100文) 秋庭殿御礼(200文)

※注意を要する語句を下線で示した。項目が連続していない記事には、間にスラッシュを挿入した。

んに「御屋形」の敬称だけでなく、「最長寿寺御屋形」「宇津御屋形」「堅田御屋形」「淀御屋形」のように、頭に地名を付けて呼ばれる場合があることである。

たとえば天文二十三年二月の「宇津御屋形」とは、晴元を指すとおぼしい。前述のように晴元は前々年京兆家の家督を氏綱に譲り出家し、若狭へ落ちたとされている²⁷⁾。氏綱が丹波守護代内藤氏と結んだのに対し、晴元はこれに敵対する同国桑田郡の国衆宇津氏を頼ったようであり、このとき宇津に滞在していた可能性を指摘したい。前月の正月に惣中は「御屋形」ただし聡明殿（のちの信良）に巻数を贈っているが、家督からしりぞいた晴元に対する音信も、この時点では怠っていないわけである。ただしこの二十三年正月時点で「絵堂ヨリ御屋形氏綱」に杉原・扇を、翌二十四年正月には「淀」に「影堂分」として紙・扇を贈っている。さらに翌弘治二年には、正月に「絵堂分」として「淀御屋形」に紙・扇を贈り、二月には「晴元殿」に音信している。淀には氏綱の居城があったので、淀御屋形は氏綱を指す。そしてこのとき晴元は近江堅田にいたこともわかる。翌三年に「堅田御屋形」に巻数・一貫文を贈っており、これも晴元だろう。二十一年の出家時、晴元は堅田から出てきたあと、葛川を経て若狭に落ちたとされているが、弘治二年から三年に

かけても堅田に滞在していたとみられる。弘治三年の音信に対する晴元の礼状が賀茂別雷神社文書中に残る（三月十七日付・賀茂社氏人衆中宛²⁸⁾）。

晴元に対する呼称は一定せず、「宇津御屋形」「堅田御屋形」のようにその時点での居所を付して呼んでいることから、「淀御屋形」も氏綱の一般的な呼称というより、このとき淀にいた氏綱に音信したことを意味しているのではあるまいか。

そうなる下次に注目したいのは、天文六年と永禄九年にみえる「最長寿寺御屋形」である。前者は時期的に晴元を指すのである²⁹⁾。このとき最長寿寺にあったようである。いっぽう後者は、永禄六年に晴元・氏綱が相次いで没したあとの京兆家家督にあたる聡明丸と考えざるをえない。そこで、この聡明丸に注目してもう少し算用状をみてみよう。

前述のように天文二十一年に長慶の芥川山城に入った聡明丸だが、唯一の専論である野澤隆一氏の研究では、父晴元が没した永禄六年以降は、後ろ盾となつている三好氏の本国阿波に移つたとされている³⁰⁾。根拠は『足利季世記』であり、これをもとに聡明丸の動向に触れている今谷明・斎藤薫両氏の研究を受けての論述であった。今谷氏・斎藤氏は、聡明丸（この時期は六郎と名乗っていた）が三好三人衆に擁立され、將軍足利義榮

の管領として利用されたと述べるいっぽうで、野澤氏は細川京兆家嫡流として自立化がみられることも指摘している。

晴元没後聡明丸が四国に移ったかどうかは算用状からはわからない。少なくとも、永禄七年から十一年まで、毎年賀茂社は年頭に「御屋形」に御礼をしており、これが聡明丸（六郎）を指すことは明らかである。永禄十年二月および同十一年二月には、「公方様」（義榮）に対する御礼に続けて御屋形への音信も記されるから、聡明丸は同九年十二月に摂津富田に移った義榮に近侍していたのかもしれない。

いっぽうで、先に述べた永禄九年の年頭時点では「最長寿寺御屋形」と呼ばれている。先に「宇津」「堅田」「淀」にて例示したように、天文六年の晴元同様、このとき聡明丸も西賀茂の最長寿寺に滞在していたのではあるまいか。富田にあったかもしれない永禄十一年には、音物に続けて「影堂看坊路銭」が計上されているのに対し、九年にはそれが確認できないことも傍証になる（賀茂社近くの西賀茂に滞在していたため）。

なお看坊とは留守居僧を意味する。最長寿寺による御屋形への年頭礼である以上、同寺の僧が出向くことが慣例となっていたこと、しかしながらこの時期同寺に住持はなく、留守居僧によって維持されていたことを推測せしめる。

永禄六年以降、政治的に聡明丸がどのような立場であったかは算用状から明らかにしたいものの、賀茂社（最長寿寺）としては、彼を細川京兆家の家督として遇し続けたことは間違いない。

四 最長寿寺田（影堂田）と算用状

ここでは、最長寿寺領の系譜を引くと思われる賀茂社領の最長寿寺田（影堂田・絵堂田とも呼ばれる）について検討する。

第一章でみたように、南北朝から文明年間頃までの最長寿寺は、独自の寺領を持ち、それに対し違乱があったさいには訴え出る主体として存在していた。いっぽう、須磨氏が翻刻紹介した宝徳三年（一四五二）の河上郷地からみ帳（検地帳）のなかに、「絵堂田」十三筆・一町四反の田地が確認される。

須磨氏の復元した地図に絵堂田の所在地を探すと、付図に示した場所が該当する。最長寿寺が建立されたとされる「佐々木野」付近であり、これらが同寺に関わる田地であった可能性は濃厚である。十五世紀半ばの時点ですでに賀茂社領絵堂田として把握されていたことと、文明九年に最長寿寺が境内違乱を朝廷に訴えたことをどのように整合的に考えるべきであろうか。

表三 影堂田注文

1	1 反 (竹殿)	2 石	1 石 3 斗 3 升惣中納分	内蔵頭もち
			6 斗 7 升大聖寺殿分	
2	1 反 (黒土)	2 石 6 斗 1 升	1 石 3 斗 3 升惣中納分	長福大夫もち
			1 石 2 斗 8 升主分か	
3	1 反	2 石 7 升	1 石 3 斗 3 升惣中納分	主膳正
			7 斗 4 升主分	
4	1 反	1 石 5 斗	1 石 2 斗惣中納分	下総守分
			3 斗主分	
5	1 反	1 石 2 斗	1 石 7 升惣中納分	刑部大夫
			1 斗 3 升主分	
6	2 反	(3 石 6 升)	2 石 1 斗 4 升惣中納分	近江守分
			9 斗 2 升主分	
7	1 反	1 石 4 斗 9 升	1 石 2 斗惣中納分	(古民部丞分) 藤四郎
			2 斗 9 升主分	
8	2 反	2 石 8 升	2 石 7 升惣中納分	惣十郎
			1 升主分	
9	2 反	5 石 8 斗 5 升	2 石 5 斗 3 升惣中納分	柳芳軒
			3 石 3 斗 2 升主分	
10	1 反	(1 石 6 斗 1 升)	1 石 7 升惣中納分	池ノ兵五郎
			4 斗大炊頭分	
			1 斗 4 升主分	
11	1 反 2 畝 20 歩	2 石 2 斗 8 升	1 石 3 斗 3 升惣中納	玄蕃分
			9 斗 5 升主分	
	以上 1 町 4 反	(25 石 7 斗 5 升)	(16 石 6 斗惣中)	

文明九年の違乱は、寺領というより境内そのものだったのかもしれない。

影堂田の規模については、作成時期未詳の「影堂田注文」がある（G—二—三〇九）^④。これを表三にまとめた。

ここには十一筆・一町四反の田地が書き上げられており、田積が宝徳三年地からみ帳と一致することから、直接の關係があるものと推測される。記載のある地名は「竹殿」「黒土」のみだが、第一章で述べたように地理的に大きな矛盾はない（付図参照）。後述する両寺算用状（元亀二年）に「社頭反米」として一町四反分七斗を出した記事があり、一町四反が中世から近世に至る影堂田の総体であったと考えられる。

ところで右の注文には、影堂田それぞれの収納高と作職所有者も記されている。それによれば収納高は二十五石七斗五升、このうち十六石六斗が「惣

中納分」とされ、残りはそれぞれ「主分」「大聖寺殿分」とされる。全収納高のうちのおよそ三分の二（約六割五分）が惣中にもたらされることになっていた。

影堂田惣中納分の使途については、この収支を報告する算用状が残っている。「両寺」「米方」職中算用状のように呼ばれるものであり、毎月作成される職中算用状とは別に年一回（時期は十月ないし翌年正月）作成され、その年の沙汰人が署判を加えている。「両寺」とは最長寿寺と宝幢院の二カ寺のことで、小稿では宝幢院（もしくは宝幢院田）についての考察にはおよばなかった。以下これら算用状を両寺算用状と呼ぶ。

両寺算用状についてはかつて簡単に言及し、一覧表にしたことがあるけれども、その後得た情報や各年の収納高も加え、あらためて表四として掲げる。「両寺」「米方」以外の表記もあつて名称は一定

表四 両寺職中算用状

年	月	整理番号	名称	収納高
天文10年	10月	I-5-250	最長寿寺・宝幢院年貢米	12石1斗
天文13年	10月	I-1-96	職中算用状内に「此外米方」	11石2升
天文23年	正月	I-1-105	絵堂宝幢院両寺分	3石6斗6升8合
永禄3年	12月	I-5-254	宝幢院・最長寿寺	12石3斗
永禄4年	10月	I-1-145	職中算用状に続けて「米方」	18石3斗7升
永禄7年	6月	I-5-257	米方	12石7斗9升7合
永禄9年	正月	I-1-201	米方	15石7斗2升4合
永禄9年	12月	I-5-260	米方	17石1斗6升
永禄12年	12月	I-1-251	職中算用状 (端裏書に「米方」)	18石3斗7升
元亀元年	10月	I-5-261	米方	18石3斗7升
元亀2年		I-5-262	両寺(米方)	18石3斗7升
元亀3年		I-5-263	両寺(米方)	18石カ4斗8升
天正元年	12月	I-5-1346	両寺納	18石4斗8升
天正2年	10月	I-5-264	米方	18石4斗8升
天正3年	12月	I-1-329	米方カ(前欠)	□石2斗6升
天正4年	10月	I-5-1108	米方	18石4斗7升
天正5年	11月	I-5-266	米方	18石4斗8升
天正6年		I-5-268	米方	14石1斗9升3合3勺
天正7年	11月	I-1-364	両寺米方	18石4斗1升
天正9年		I-5-271	両寺米方	17石4升
天正10年	10月	I-5-272	両寺米方	18石4斗7升
天正14年	正月	I-5-273	影堂田	10石3斗7升

しないが、影堂田（最長寿寺田）・宝幢院田の収支を報告した内容の算用状としてここで一括した。

初見は天文十年（一五四一）であり、豊臣秀吉の検地により寺領が確定する直前の天正十四年（一五八六）分まで残っている。ただしこの名称の算用状が登場する以前、天文二年の十五人衆算用状²⁷⁾（I—15—29〇）中に「最長寿寺分惣納」十五石二斗五升二合が、同六年八月分職中算用状（I—1—163）中に「最長寿寺米」一石四斗九升などの記載がみられ、この時点で両寺算用状としての形式が定着していないことがうかがわれる。

これは独立した算用状としての初見である天文十年分も同様であり、同年分では、最長寿寺分の納方（収入）・遣方（支出）、宝幢院分の納方・遣方と別個に記される。次の同十三年分では職中算用状の一部として「此外米方」が記されるが、最長寿寺・宝幢院合わせて記されるようになる。その後も両者は区別なく合わせて記される。

天文十年分の内容を簡単に紹介する。最長寿寺分は一町二反²⁸⁾からの分米十二石一斗（ほぼ一反一石）が全収入となり、このうち半分の六石が「最長寿寺柱寺（住持）」に渡され、その他は山奉行に一石、棚所・河奉行に各五升、六人役者（沙汰人三

人・雑掌二人・物書）に六斗（各一斗）が渡されている。これらは氏人惣中から選ばれる諸職の得分ということになる。また、神社の雑務を担う神人の五郎三郎（その後五郎太郎も加え二人になる）、絵堂祖父（湯屋祖父、ゆやのおふち）らの給分もここから出されている。

次の天文十三年分でも、物書・雑掌・職・河奉行・棚所、五郎太郎・湯屋祖父らの得分に加え、「柱寺時料」一石五斗がここから出されている。

ほぼ形式が定着する天文二十三年分以降については、納方・遣方に分けて特徴ある費目に触れ、両寺算用状の性格を考えてみたい。

納方について、影堂田からの年貢収納高を表四にみると、初期の約十二石から、永祿四年以降は約十八石でほぼ一定するに至る（ちなみに宝幢院田は十石程度）。先に述べた影堂田注文では十六石六斗が惣中納分とされているが、そう大差はない収納高である。

永祿年間頃には、番頭料・土器田・卅講田（米）といった収入もみられる。このうち土器田は土器師の給分であり（遣方にも記載あり）、卅講田は、承徳二年（一〇九八）に神宮寺において始まった法華三十講²⁹⁾の費用を賄うための田地だろう。天文

年間には職中算用状の納方にみられ、天正年間の算用状からは土器田含めこれらの収入はみられなくなるから、一時的に両寺算用状のなかに組み入れられたものと思われる。また、弘治三年には、十月分職中算用状（一—一—二二三）の納方に「影堂・宝幢院米代」六貫文がみられ、この年の両寺算用状は確認できないため、なお算用状におけるこれら収入の扱いが不安定であったことは付言しておく。

次に遣方では、先に述べたように惣中諸職の得分支弁がある。天文十年には、六人役者のほか、山奉行・棚所・河奉行得分があげられていた。同十三年以降は山奉行がなくなり、六人役者のほか棚所・河奉行各一人の得分が残る。

棚所は「正月十四日の御棚会神事における諸郷の御棚に關係ある役職」とされ、河奉行は「賀茂社境内を流れる御手洗河などの管理を任とし、神事に必要な一定の漁獲物（雑魚）をそこから確保することを役割とした」という役職⁴⁰だが、なぜこれら所職の得分が最長寿寺・宝幢院分から支弁されることになったのかはわからない。年によってこの両職に就いた氏人の官途名が記されており、その年の棚所・河奉行を特定する手がかりとなる。

影堂田としての本来的な使途であると思われるのは、仏供料・

看坊（住持）齋料・（影堂・最長寿寺）燈明料といった費目である。これらはほぼすべての両寺算用状に計上されている。寺院として仏事を営むうえでの根本的な経費にあたるが、「看坊（住持）齋料」については、前述のとおり天文十年時点で住持に六石、同十三年に一石五斗が給されており、同二十三年以降は「看坊齋料」となって、留守居僧への給付として二石が毎年ここから支弁された。前章でみたように、最長寿寺の看坊は、賀茂社が細川氏京兆家家督へ年頭礼をおこなうさいに同行した。

このほか、松下殿・祝殿といった社司に対する給分、競馬料・競馬乗尻酒手（酒代）のように、毎年五月五日に開催される競馬の乗り手に対する給分もここから出されている⁴¹。また、「社頭（衆）中」として三石が給されている。これもまた須磨氏によると社頭月行事とも呼ばれ、「社殿造営の際に一定の役割を担っていた」とされる。たしかに天正四年両寺算用状には「修理料」という名目を付して社頭衆中に給されている。なお、天正年間になると、遣方中の一部が借米（借錢）の返弁に流用されるようになる。

ほか注目されるのは、毎年計上されている地子八斗である。天文二十三年分には「寺屋敷地子米」とあり、堂舎のあった土地の所有者に対して支払われていた。名前が書かれる場合もあ

るが、すべて縫殿助である。^④

また、ほぼ毎年「盆籠(ほんこ)代」二斗ないし二斗四升が計上されている。これは天文二十三年分に「絵堂より盆籠代」とあり、絵堂から出されるという名目のものであった。兩寺算用状ではないが、天文六年八月分職中算用状中にある「四百文最長寿寺御屋形(晴元)へ礼被參時盆籠二代」の系譜を引くものと思われ、すなわち細川京兆家家督に対する音物代(の一部)である。天正二年兩寺算用状に「御屋形へ盆籠代」とあることから裏づけられ、天正年間に入つてなお細川信良(かつての聡明丸)に対して音信がなされていることが確認できる。ちなみに兩寺算用状における盆籠代の終見は天正九年である。

影堂田の年貢はいつから惣中に納められるようになったのだろうか。算用状にみえはじめる天文年間前半頃の可能性が高いが、戦国・織豊期における賀茂社の動向を算用状から分析するうえで、この兩寺算用状は重要な位置を占めており、この時期の賀茂社氏人物中の諸職を考えるうえでいくつかの手がかりを提供するものであるといえよう。

むすび

以上小稿では、賀茂社に関係する寺庵のひとつ最長寿寺に注目し、賀茂社との関係や、最長寿寺をめぐる政治権力との関わり、賀茂社経営における最長寿寺領(最長寿寺田・影堂田)の位置づけなどを考察した。

中世にさしかかろうという時代に、神主により「氏寺」として西賀茂に建立されたとする所伝をもつ最長寿寺は、中世において寺域・寺領をめぐる相論の対象ともなり、それも理由なのか、十六世紀の戦国期に至ると、細川氏の嫡流京兆家の「御祈願寺」となつて外護を受けるようになる。あわせて寺領は賀茂社氏人物中の管理下に入った。

室町幕府が権力を失い、織田信長が畿内政治の実権を握つた時代も、細川家が存続していることもあつてか、所領支配のあり方も前代と変わらず、かろうじて命脈を保っていたものの、秀吉の検地によって、算用状という文書のうえからは姿を消すことになる。その意味では、戦国期の最長寿寺(影堂)は、前後の時代と異なつて、きわめて強い政治性を帯びた存在として賀茂社のなかにあつたと言ふべきだろうか。こうした歴史性に

注目することにより、細川晴元・氏綱・信良といった代々の京兆家家督や三好氏関係者の動きも断片的ながら指摘することができた。

最後に、両寺算用状の終見である天正十四年以降の最長寿寺について簡単にみてゆく。そもそも最後の天正十四年正月の影堂算用状は、他のそれと異なり、八斗の「影堂地子米」のほかに借米返弁の記載しかない。いっぽう同月の職中算用状（I—1—四三一）をみると、このなかに「影堂かん坊時料」二石、「燈明料」三斗ほか、六人役者・河奉行・棚所への給分支給の記載があり、それ以降も同様に恒例の職中算用状にこれらの経費がみえる。やはり天正十四年が影堂田の画期であった。

これは、天正十三・同十七年に実施された検地の結果であることは想像に難くない。おそらく検地以降、影堂田は他の賀茂社領と区別なく均質化されて検地後の賀茂社領の一部となり、独自に算用状を作成する必然性がなくなったということなのだろう。もちろんその背後には、外護者であった細川氏に配慮する必要がなくなったこともあるう。

影堂自体は、天正十七年に水帳（検地帳）を写したり書き抜いたりする作業場となっており（同年十二月職中算用状）、同十八年には「算用」（同年三月職中算用状など）、同十九年には

御前帳作成（同年十月職中算用状）の場としても使用されていたことがわかる。天正二十年四月には「一日老若」が影堂にて催された記載があり（同月算用状）、ある程度の人数が集まる会所として利用されていたようである。

寺院としての最長寿寺は、たとえば元和五年（二六一九）八月の寺庵言上状（D—三—二四）において、月行事昌徳庵以下の寺庵のなかに名を連ねていたり、寛永十六年（二六三九）に作成された寺庵分人別改帳（B—1—九一七）⁽⁴³⁾にも登場する。寛永九年には「影堂蔵」の修理が行なわれ、同二十一年には蔵が新たに建てられ、その算用状も残る（I—五—二八四）。寺院としての最長寿寺、堂舎としての影堂がいかなるかたちで近世に存続したのかは、今後とも関係史料の蓄積に努めたいと思う。

- (1) 惣中については須磨千類「中世における賀茂別雷神社氏人の惣について」(1) (12) (『南山経済研究』六—三、七—二、三、九—一三、一〇—一三、一一—二、一二—三、一三—一、一九九—九八八年) 参照。
- (2) 嵯峨井健「中世上賀茂神社の神仏習合」『賀茂社家系図』と「社務補任記」を中心に(一) (岡田精司編『祭祀と国家の歴史学』塙書房、二〇〇一年)。日向寺朋子氏（早稲田大学大学院生）のご教示を得た。
- (3) 『賀茂別雷神社文書』IV—A—1。以下賀茂別雷神社文書は『賀茂別

『雷神社文書目録』の整理番号により示す。

- (4) 嵯峨井前掲論文。須磨千頤「賀茂別雷神社『社務補任記』」(『賀茂文化研究』二、一九九三年)。
- (5) 『大日本古書 大徳寺文書』五一号(鎌倉遺文三九一—三〇二七五号)。
- (6) 『大日本史料』第六編之四・建武四年十二月二十二日条。
- (7) 「社争乱」については、横井靖仁「戦国期賀茂社争乱に関する一考察」(『年報中世研究』一九、一九九四年)・野田泰三「戦国争乱と上賀茂社」(石川登志雄・宇野日出生・地主智彦編『上賀茂のもし・やしろ・まつり』思文閣出版、二〇〇六年)参照。
- (8) 賀茂県主同族会所蔵「新古系図」九(ADEACホームページ)。
- (9) 『親長卿記』(増補史料大成) 文明九年八月十日条。別記(『文明八年愚記』『増補史料大成 康富記四・親長卿記別記』所収)には最長寿寺方丈宛で寺側の主張を認める九日付親長書状が収められており、それによれば、この件は寺の支証が明白なうえ、「旧院御代」に審議が尽くされているので問題ないとする。旧院とは後花園院にあたるだろうか。これ以前の後花園院の時代にも相論があったことがわかる。なお『大日本史料』第八編之九・文明九年八月九日条参照。
- (10) 『目録』解題に簡単な解説がある(藤田恒春氏執筆)。
- (11) この相論の関係文書は須磨氏によって紹介されている(『賀茂別雷神社境内諸郷の復元的研究』法政大学出版局、二〇〇一年、七七六頁)。現在『賀茂別雷神社文書』B—三一〇・一一として整理されている二点であり、問題の焦点のひとつは、佐々木野が社領に含まれるかどうかという点にあった。ただしこの二点にこの地が「最長寺領」であることには触れられていない。
- (12) 『実相院文書』永正十五年五月十三日付室町幕府奉行人連署奉書。末柄豊・村井祐樹編『実相院文書』(東京大学史料編纂所研究成果報告二〇一八—一三) 一五九号。
- (13) 横井前掲論文、五一頁。
- (14) 注(11)に同じ。
- (15) 『日本歴史地名大系』(平凡社)・「角川日本地名大辞典」(角川書店)「久我神社」項。
- (16) 天文二年時点で晴元はいまだ「六郎」を名乗っていたが(馬部隆弘「戦国細川権力の研究」吉川弘文館、二〇一八年)、便宜的に晴元とする。「早稲田大学所蔵荻野研究室収集文書」上(吉川弘文館、一九七八年)では元連と読まれている。
- (17) 馬部前掲書。浜口誠至「在京大名細川京兆家の政治史的研究」(思文閣出版、二〇一四年)。
- (18) これを翻刻した『早稲田大学所蔵荻野研究室収集文書』上(前掲)は、影堂を「預堂」と読む。後述する賀茂別雷神社文書中の「影堂田注文」も「目録」では「預堂」と読まれるなど、字のくずしの類似により読み誤られている場合があり、注意が必要である。
- (19) 翌年六月の文書6に「最長寺事」としてこの件に言及されている。
- (20) 『大館常興日記』(増補統史料大成) 天文十年十一月二日条。
- (21) 網野善彦『中世土地制度史の研究』(塙書房、一九九一年) 一五〇頁、須磨千頤・杉本泰俊「若狭国」(網野善彦・石井進・稲垣泰彦・永原慶二編『講座日本荘園史6』吉川弘文館、一九九三年) 一二九頁。
- (22) 設楽薫「大館尚氏(常興) 略伝—將軍義晴の登場まで—」(昭和六十三年度科学研究費補助金研究成果報告書『室町幕府関係引付史料の研究』研究代表者桑山浩然、一九九八年)。
- (23) 以上の経緯は、天野忠幸『三好長慶』(ミネルヴァ書房、二〇一四年)、木下昌規『足利義晴と畿内動乱』(戎光祥出版、二〇二〇年)、馬部前掲書などを参考にまとめた。
- (24) 馬部前掲書第三章第六章。文書22の年次比定は日向寺朋子氏のご指示による。

- (25) 拙著『織田信長権力論』（吉川弘文館、二〇一五年）、同『戦国おもしろ時代』（淡交社、二〇一七年）、同『信長家臣明智光秀』（平凡社、二〇一九年）、拙稿「賀茂別雷神社文書中の丹羽長秀・織田信長文書について」（『戦国史研究』七五、二〇一八年）。
- (26) 天文六年五月分職中算用状の遺方に「西長寿寺御下知銭」が計上されているが、これに対応する「御下知」の文書は確認できない。
- (27) 天野前掲書六二頁。
- (28) 『言継卿記』天文二十一年正月二十八日条・三月十二日条、『足利季世記』五（『改定史籍集覧』所収）。
- (29) I—B—二四（『史料纂集』三三七号）。これも日向寺氏のご教示を得た。東京大学史料編纂所影写本「賀茂別雷神社文書」二（請求番号三〇七一・六二—三七一）に「丁巳弘治三年」の付箋があり、算用状の記事からこの年次で正しいことが裏づけられる。
- (30) 晴元と一緒に音信を受けている高島方（長信）は晴元被官であり、真壁方（治継）は長信の取次である（馬部前掲書、一八一頁）。
- (31) 野澤隆一「細川昭元考」（『栃木史学』二、一九八八年）。
- (32) 今谷明『室町幕府解体過程の研究』岩波書店、一九八五年）第五章「三好・松永政権小考」、斎藤薫「足利義榮の將軍宣下をめぐる」（『国史学』一〇四、一九七八年）。
- (33) 須磨前掲書第三章。志賀節子氏のご教示を得た。十三筆のうち六筆六反は、「葉師堂前」の小字のもと一括して記載されている。
- (34) 『目録』は「預堂田注文」とし、作成時期を近世とする。
- (35) 『目録』によると、賀茂別雷神社文書中に残る宝幢院関係文書は、II—D（撰社・末社）—III（寺庵）のなかに整理されている。そこに含まれる永正四年十月十三日付室町幕府奉行人連署奉書（D—三三四）によれば、宝幢院もまた西賀茂に所在していることがわかる。
- (36) 拙著『織田信長権力論』（前掲）第二部第一章。
- (37) 「十五人衆」とは、十五人が氏人惣中から選出された評定衆（任期一年）を指す。
- (38) なぜ天文十年の最長寿寺田が一町二反なのかは不明である。
- (39) 須磨前掲論文。
- (40) 山経済研究』九一三、一九九五年）。
- (41) 両算用状の出現以前には、職中算用状の遺方にこれらの支弁記載がある（たとえば天文七年五月分・同九年五月分など）。
- (42) 後年、天正二十年正月職中算用状（I—一—一五〇〇）では、地子は寺庵のひとつ柳芳軒に支払われている。
- (43) 『賀茂別雷神社史料2』氏人起請文・請文・請状」切支丹改帳八号。
- 〔付記〕成稿にさいし、本学大学院文学研究科講義「日本史研究AⅢ・BⅢ」（賀茂別雷神社文書講読）に出席した院生諸兄姉のご教示を賜った。また本稿は、東京大学史料編纂所特定共同研究「賀茂別雷神社文書の調査・研究」、東京大学ヒューマニティーズセンター公募研究「賀茂別雷神社文書から見る日本戦国時代の政治と文化」（いずれも研究代表者筆者）による研究成果の一部である。

